

第6号議案

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

足利市長から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和6（2024）年2月9日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

足都建指第124号

令和6（2024）年2月2日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

足利市長 早 川 尚 秀

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

足利佐野都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷 地 面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	足利市真砂町 51 番、52 番、53 番、54 番	5,843.22 m ²	

